

学生納付特例制度について



20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得がない場合や少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

また、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

学生納付特例の承認期間は

4月（または20歳誕生月）から翌年3月までです。

学生納付特例を承認された方で、引き続き同じ学校に在学予定である場合、4月初めに「学生納付特例申請書（はがき）」が送られてきますので、必要事項を記入のうえご返送ください。ただし、在学する学校などを変更された方は、村役場国民年金担当窓口で申請手続きが必要です。

※学生以外の30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

※これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」が利用できます。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1221
秩父年金事務所 ☎ 0494-27-6560

計量器定期検査を実施します

私たちの身の回りにはたくさんの「はかり」が存在します。商店で使用する販売用の「はかり」や薬局で使用する調剤用の「はかり」など、その種類もまた多種多様です。このため、取引・証明に使用する「はかり」については、計量法に基づき様々な規制がされています。

※取引・証明に使用する「はかり」は検定証印等の付いたものを使用し、2年に1度の周期で「定期検査」を受検することが義務付けられています。

東秩父村では、下記の日程で計量器定期検査を実施します。

実施期日 5月26日（木）

午前10時～正午、午後1時～3時

実施場所 東秩父村役場前駐車場

検査手数料 機械式（アナログ式）100kg以下600円、250kg以下1,000円

分銅付天びん、おもり付台手動はかりなどの分銅・おもりは別に手数料がかかります。

定期検査を受けなければならないものの例

- ・商店などで使用する取引のはかり
- ・病院・学校・保育所などで使用する体重測定のはかり
- ・宅配便荷物の運賃算出用のはかり
- ・農林漁業産品などの出荷販売に使用するはかり

※家庭用の「はかり」は取引・証明に使用するものではないので、検定を受ける必要はありません。

- ・「家庭用」キッチンスケールやヘルスメーター等は、家庭内の調理材料の計量や測定等に使用することを想定しています。そのため「家庭用」の基準は、「検定」の合格基準より緩やかな基準になっています。「家庭用」の「はかり」は、取引・証明に使用することはできません。

問合せは、産業建設課地域振興担当 ☎ 82-1223（直通）